

会議規則における欠席理由の例示について

1 三重県議会会議規則

第1条

2 議員は、公務、疾病、出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を示して、当日の会議時刻までに議長に届け出なければならない。

2 他都県議会の会議規則

岩手県議会（令和元年8月改正）

第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護、家族の葬儀、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

秋田県議会（平成31年2月改正）

第2条 議員は、公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護、家族の弔事、配偶者の出産補助その他の事故のため出席することができないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

千葉県議会（平成31年3月改正）

第二条 議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、出産補助その他のやむを得ない事由により会議に出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。

東京都議会（平成29年12月改正）

第十一条 議員が疾病、出産、家族の弔事、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助その他の事故のため出席できないときは、その理由を付けて、当日の開議時刻前に、議長に届出なければならない。

岐阜県議会（平成31年4月改正）

第3条 議員は、公務、疾病、出産（配偶者の出産を含む。）育児、家族の介護又は看護その他やむを得ない事由のため出席できないときは、当日の開議時刻までに議長に欠席届を提出しなければならない。

兵庫県議会（平成30年10月改正）

第13条 議員は、公務、疾病、出産、育児、家族の看護又は介護、家族の葬儀、配偶者の出産補助その他やむを得ない事由により出席できないときは、その理由を付け、あらかじめ議長に届け出なければならない。

福岡県議会（平成28年3月改正）

第2条第2項 議員が、公務、疾病、出産、家族の看護又は介護、配偶者の出産補助その他事故のため欠席しようとするときは、第二号様式により、その理由を付して議長に届け出なければならない。散会前に退場するときも、また同様とする。

(参考) 欠席に関する法律の規定

地方自治法第 137 条

普通地方公共団体の議会の議員が正当な理由がなくて招集に応じないため、又は正当な理由がなくて会議に欠席したため、議長が、特に招状を發しても、なお故なく出席しない者は、議長において、議会の議決を経て、これに懲罰を科することができる。

「正当な理由」とは（「逐条 地方自治法」学陽書房より）

招集に応じようとする意思があつても、応ずることができないような理由である。健康上（本人ばかりでなく、特定の親族の健康も含まれると解する。）の理由で不可能であるとか、災害等のため交通杜絶その他により不可能であるとか、拘留等により身体の自由を拘束されて不可能であるとかの場合 はすべてこれに該当する。